

宝塚市告示第103号

振動規制法施行規則別表第1付表第1号の区域の指定について

振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第1付表（以下「付表」という。）第1号に掲げる区域を下記のとおり定め、平成20年4月1日から適用する。

なお、平成15年3月27日付け宝塚市告示第105号は平成20年3月31日限り廃止する。

平成20年3月31日

宝塚市長 阪上善秀

記

付表第1号イの区域	平成20年宝塚市告示第99号で区分した第1種区域
付表第1号ロの区域	平成20年宝塚市告示第99号で区分した第2種区域
付表第1号ハの区域	平成20年宝塚市告示第99号で区分した第3種区域
付表第1号ニの区域	平成20年宝塚市告示第99号で区分した第4種区域のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートルの区域内